

台風時等における授業(試験を含む)の取扱いについて

- (1) 台風が東海地方を直撃すると予想されたときは、学長の判断により授業を休講とする場合がある。当該休講にかかる情報については、ホームページ (<https://www.nagoya-ku.ac.jp/>) およびメール配信で提供する。
- (2) 愛知県尾張東部・西部地域以外に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、愛知県尾張東部・西部地域以外の居住地の者は、特別警報(種別は問わず)または暴風警報が解除されるまで登校しなくてよい。
- (3) 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、直ちに授業は中止し、発令時以後の授業は行わない。ただし、試験時間中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、当該試験科目の終了まで行い、以後の試験は行わない。
- (4) 授業中に愛知県尾張東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、学長の判断により帰宅することを禁じる場合がある。
- (5) 愛知県尾張東部・西部地域の特別警報(種別は問わず)または暴風警報が解除された場合は、以下のとおりとする。
 - ① 午前7時まで解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ② 午前10時まで解除された場合は、第3時限より授業を行う。
 - ③ 午前10時現在、なお愛知県東部・西部のいずれかの地域に特別警報(種別は問わず)または暴風警報が発令された場合は、その日の授業は行わない。
特別警報(種別は問わず)または暴風警報解除後に登校する際に、交通機関の故障または運行ダイヤの乱れ等により授業に遅刻したものは、授業担当者に申し出ること。

(備考)

授業の有無に関する電話等の問い合わせには一切応じない

上記(2)により欠席した者は、学生支援担当にて所定の手続をすること。

台風時以外の自然災害における授業(試験を含む)の取扱いについて

以下の(1)および(2)、またはいずれか一方に該当する場合は、後述にしがい判断すること。

- (1) 自然災害(大雨、地震、強風等)により、名鉄小牧線小牧駅～犬山駅間が不通である時。
- (2) 本学(犬山キャンパス)を含む地域に、警戒レベル3「高齢者等避難」以上が発令されたとき。
 - ① 授業日の午前7時まで解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ② 午前10時まで解除された場合は、第3時限より授業を行う。
 - ③ 午前10時現在、なお上記①および②、またはいずれか一方に該当する場合は、その日の授業は行わない。

なお、上記(1)および(2)に該当しない場合でも、自然災害により交通機関が運休となった場合や、自宅または通学経路上に、警戒レベル3「高齢者等避難」以上(若しくはそれらに準

ずる警報など)が発令された場合は、登校しなくてよい。この場合は特別欠席として扱うため、次回登校時学生支援担当で手続きを行うこと。

警戒レベル4「避難指示」で、危険な場所から全員避難すること。警戒レベル5「緊急安全確保」は、安全な避難ができず命が危険な状況であるので、必ず、警戒レベル4で全員が避難する。なお、市町村が災害状況を把握できない場合、警戒レベル5は発令されない場合もある。

(地震に関して省略)

(学生生活ハンドブックより)